

苫小牧市スポーツ合宿等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市スポーツ合宿等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 学校、実業団、クラブ等に所属する団体が、スポーツ技術等の向上を目的に練習や研修等を行うために宿泊すること
- (2) 中央競技団体 国内の種目団体を統括する中央組織
- (3) 体育施設等 公立・民間のスポーツ・文化施設及び学校施設
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設
- (5) 参加者 選手及び指導者（部長、監督、コーチ、マネージャー等）
- (6) 延べ宿泊数 宿泊人数に宿泊日数を乗じた数
- (7) 大会期間 大会要項に記載の期間

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる合宿は、次に掲げる要件をすべて満たす合宿とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 苫小牧市外の団体が市内の体育施設等で実施し、市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 1回の合宿において参加者の延べ宿泊数が5泊以上の合宿を実施すること。ただし、大会やイベント等への参加を伴う場合は、大会期間と前日泊を除外する。
- (3) 合宿期間中に、市内スポーツ団体等または地域住民と交流を図ること。
- (4) 営利を目的としていないこと。

(複数年度にわたる合宿の取り扱い)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助対象経費、補助金の額及び限度額)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額は次の表のとおりとする。なお、1回の申請における上限額は1団体10万円、中央競技団体は20万円とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

	宿泊（1人1泊）
中央競技団体	2,000円
それ以外の団体	1,000円

(補助金の交付申請)

第6条 団体の代表者(以下「代表者」という。)は、補助金の申請をしようとするときは、合宿終了の日から1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

ア 苫小牧市スポーツ合宿等補助金交付申請書(様式第1号)

イ 合宿実施報告書(様式第2号)

ウ 宿泊証明書(様式第3号)又は領収書の写し

ただし、領収書の写しは宿泊期間と人数が明記されたもののみとする。

(補助金額の確定及び精算払)

第7条 市長は、前条による申請が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)を発行して補助金を支払う。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査等)

第9条 市長は、必要に応じ代表者に対して、合宿の実施状況等についての報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年8月24日改正)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則(平成29年3月23日改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。